

嵐山町人権施策基本方針

平成25年4月

嵐山町

はじめに

「人権」とは、人間が人間らしく生きていくために、幸福を追求し、すべての人が生まれながらに持っている権利です。

20世紀前半の2度の世界大戦により多くの人の命が奪われました。そこからの教訓として、世界平和実現のためには、世界中全ての人々の人権の尊重がなくてはならないものであるということを得ました。

わが国では、基本的人権の尊重を基本理念とした日本国憲法が制定され、国連でも「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言を採択しました。

21世紀は「人権の世紀」と言われ、国内外において人権問題の解決に向けたさまざまな取組が行われております。しかしながら、近年、児童及び高齢者への虐待や女性への暴力、インターネット上での人権侵害など、人権問題は、複雑・多様化しています。

これまでの取組の成果として人々の人権意識は高揚してきていると思いますが、人間関係は希薄になっています。地域の中で人と人とのかかわりを豊にする取り組みを積極的に推進していくことが求められます。

このような社会情勢の変化に対応し、人権尊重社会の実現を図るため、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」並びに「第5次嵐山町総合振興計画」を踏まえ、「嵐山町人権施策基本方針」を策定いたしました。

この方針に基づき、国、県はもとより、他市町村、関係機関等と連携を図りながら、町民一人一人が、かけがえのない存在として尊重され、誰もがその個性や能力を生かして共に暮らすことのできる地域社会の実現に取り組んでまいります。

今後は、この方針実現のために、町民の皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、今回の基本方針の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました嵐山町人権施策推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様方に心からお礼申し上げます。

平成25年4月

嵐山町長 岩澤 勝

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 人権をめぐる国内外の動向	1
(1) 国際的動向	1
(2) 国内の動向	1
(3) 埼玉県における取り組み	3
(4) 本町における取り組み	3
第2章 人権施策の目標	5
1 人権施策の基本理念	5
2 人権施策基本方針の性格	5
3 目標年次	5
第3章 人権施策の推進方向	6
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	7
1 人権教育	7
(1) 学校等における人権教育	8
(2) 家庭、地域社会における人権教育	9
2 人権啓発	11
(1) 町民全般に対する人権啓発	11
(2) 職員に対する人権啓発	12
II 相談・支援の推進	13
III 町民、企業、NPO等と協働した地域づくり	14
第4章 分野別施策の推進	16
1 女性	16
2 子ども	18
3 高齢者	19
4 障害のある人	20
5 同和問題	22
6 外国人	23
7 犯罪被害者やその家族・遺族	24
8 インターネットによる人権侵害	25
9 災害時における人権への配慮	26
10 様々な人権問題	27
第5章 推進体制	30
1 町の推進体制	30
2 国、県、民間団体等との連携	30
用語解説	31
資料	36

第1章 基本的な考え方

1 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的動向

20世紀において、人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出す結果となりました。このことへの反省を込め、昭和23年(1948年)、人権の確立を通じて平和な社会を築くため、第3回国際連合(以下「国連」という。)総会において「世界人権宣言*」が採択されました。この世界人権宣言は、国際的な人権保障の理念と基準を示し、すべての人が世界中、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないことを、歴史上初めて公的に明らかにした画期的な意義を持つものです。

その後、国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「国際人権規約*」のほか「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」、「児童の権利に関する条約*」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。

こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生する状態が続いております。

このような厳しい国際社会の状況を受けて、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に対して、人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、これにより、各国において国内行動計画の策定など、さまざまな取組が進められてきました。

さらに、「人権教育のための国連10年行動計画*」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を平成17年(2005年)から開始しています。

(2) 国内の動向

わが国においては、昭和22年(1947年)に基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、昭和31年(1956年)には国連に加入して国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際人権年」など各種国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及が図られてきました。

※ 本文中で、*を付した言葉は、「用語解説(P31～)」に説明を掲載しています。

しかしながら、わが国では、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など様々な人権問題が存在しています。とりわけ、わが国では、同和問題という深刻で重大な人権侵害が存在し、この問題の解決に長い年月にわたる努力が積み重ねられてきました。特に、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申*」に始まる特別対策は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たしました。また、「人権教育のための国連10年」の施策の中でも差別意識の解消に努めるべきとの方向が示されました。

この流れの中で平成9年（1997年）に「人権擁護施策推進法」の制定や「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の策定がなされ、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議がなされ、国ではその答申に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進と、人権侵害による被害を救済するための組織体制の整備に取り組むこととしています。また、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることを目的として、平成12年（2000年）12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」が施行されるとともに、これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。また、人権侵害による被害を救済するための新たな制度が検討されているところです。

このほかにも、以下の個別の人権関係法の施行などにより、さまざまな取組が積極的に進められています。

- 平成7年(1995年) 「高齢社会対策基本法」施行
- 平成9年(1997年) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行
- 平成11年(1999年) 「男女共同参画社会基本法」施行
- 平成12年(2000年) 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行
- 平成13年(2001年) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
- 平成16年(2004年) 「障害者基本法」改正
- 平成17年(2005年) 「犯罪被害者等基本法」、「発達障害者支援法」施行
- 平成18年(2006年) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者自立支援法」、「自殺対策基本法」施行

- 平成21年(2009年) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
- 平成24年(2012年) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

(3) 埼玉県における取り組み

埼玉県では、埼玉長期ビジョンや埼玉県5か年計画を策定し、「すべての県民がお互いに人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指し取り組んできました。また、取り組むべき人権問題や施策の基本的な方向について広く意見を聞くために、平成13年(2001年)に埼玉県人権施策推進懇話会を設置しました。その懇話会の提言に基づいて、平成14年(2002年)に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、人権尊重を基本とした行政運営や人権施策を総合的に推進してきました。

しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉毀損、北朝鮮当局による拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化してきたため、迅速かつ的確な対応が必要となり、その社会情勢の変化に適切に対応するため平成24年(2012年)3月に「(改定)埼玉県人権施策推進指針」を策定しております。

(4) 本町における取り組み

本町では、昭和37年(1962年)に同和問題解決のための方針を審議するため、初めて菅谷村同和对策審議会が設置されてから今日まで同和行政・同和教育に積極的に取り組んできました。

また、人権尊重社会の実現を図るため、平成6年(1994年)3月に「人権尊重都市宣言」を町議会で決議し、その取り組み姿勢を内外に広く知らしめるなど様々な取り組みを行い、人権施策の総合的、効果的施策に努めてきました。

独自の取組としては、平成11年(1999年)には全国で初となる「嵐山町犯罪被害者等支援条例」を策定しました。この条例は、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民またはその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族の心身の早期回復を願い、支援金の支給を行うとともに、被害者支援のためのネットワーク化を推進するものです。

そして、平成23年(2011年)3月に策定した「第5次嵐山町総合振興計画」の中で、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」に向け、

差別のない明るい社会を実現するため、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの人権問題について、町民一人ひとりが理解を深め、互いの人権を尊重する地域社会が構成されるよう、学校、家庭、地域社会における人権教育や啓発活動を推進しています。また、人権問題や生活に関する身近な相談体制を充実し、暮らしやすいまちづくりの実現に取り組んでいます。

平成9年(1997年)「嵐山町女性行動計画」策定

平成11年(1999年)「嵐山町犯罪被害者等支援条例」施行

平成16年(2004年)「“らんざん”男女が共にいきいきとくらすまちづくり条例」
施行

平成18年(2006年)「第3期嵐山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定

平成19年(2007年)「第1次嵐山町男女共同参画プラン」策定

「第1期嵐山町障害者計画・第1期嵐山町障害福祉計画」策定

平成21年(2009年)「第4期嵐山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定

「第2期嵐山町障害福祉計画」策定

平成24年(2012年)「第2次嵐山町男女共同参画プラン」策定

「第5期嵐山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定

「第2期嵐山町障害者計画・第3期嵐山町障害福祉計画」策定

第2章 人権施策の目標

1 人権施策の基本理念

本町は、嵐山町人権尊重都市宣言に掲げているように「あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築く」ことを基本理念として、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つがともに実現した社会をいいます。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人々が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 人権施策基本方針の性格

(1) 本町の人権施策の基本的な考え方を示すとともに、町民をはじめ企業、NPO*等に対して町の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めて行くものです。

(2) 本町の最上位計画である「第5次嵐山町総合振興計画」を踏まえるとともに、町の分野別計画等と密接な関連を持ったものです。

(3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、町が人権教育・人権啓発を総合的に推進するためのものです。

3 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的な視点に立ち持続的な取り組みが必要であることから平成25年(2013年)4月から、概ね10年を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3章 人権施策の推進方向

町のあらゆる分野の業務は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、町の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 町民、企業、NPO等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、犯罪被害者等の人権問題に加えて、新たにインターネットによる人権侵害、災害時における人権への配慮を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って自殺につながるなど、更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権教育*

本町においては、「人権を尊重する教育の推進」を教育行政の重点施策に位置付けて、人権尊重の観点に立った学校教育、同和教育、障害理解教育及び男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。

今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く町民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育を推進します。

○ 町民が主体となる人権教育

町民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、町民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

○ 人権感覚を培う人権教育

町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた町民の育成を図る人権教育を推進します。

○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合い、いのちを大切にす共生社会を築くため、人権意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

本町では上記の基本方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重されるよう「第5次嵐山町総合振興計画」の目標とする「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」の実現を目指し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人の人権問題、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、災害時における人権への配慮等の課題を解決するために、学校、家庭、地域社会を通じて、人権教育を推進します。

また、同和教育については、これまで積み上げられてきた成果と手法に対する評価を踏まえ、人権教育の中に位置付けて推進します。

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にする教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、いのちを大切にし、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする教育を推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、障害のある人や高齢者や外国人の方々との交流など、発達段階に応じた豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

ウ 幼稚園、小・中学校の連携による人権教育の推進

幼稚園、小・中学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園と小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

② 人権教育の研究推進

人権を尊重し、いのちを大切にする心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

③ 教育相談体制の充実

さわやか相談員や教育相談員の配置、スクールカウンセラー*の活用により、子どもたちがいつでも相談できる体制の充実に努めます。

④ 教職員に対する研修会等の充実

教職員研修会や人権教育担当者研修会、教職員と保護者の合同研修会等の実施や学習資料、指導資料などの配布、児童虐待防止や情報モラル教育に関する研修等により、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 家庭、地域における人権教育研修会の充実

家庭、地域において、人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて、全ての人々の人権が尊重される社会の実現のため、人権感覚を磨く研修会の充実を図ります。

2 人権啓発*

(1) 町民全般に対する人権啓発

【現状と課題】

人権啓発については、より多くの町民が啓発活動に触れることができるよう町民、企業、NPO等を対象とした研修会等の人権啓発活動を継続的に行っております。

その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重され、いのちが大切にされる社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。国、県、他市町村、企業、NPO等と連携した啓発活動をより一層推進します。

町民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務、職場に応じて効果的に推進します。

また、啓発活動の効果があがるような工夫等を検討していきます。

① 町民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、県、他市町村、企業NPO等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

また、企業、NPOなどが行う啓発活動に啓発資料の提供などの支援をします。

人権強化月間・週間に啓発活動を実施するとともに各課題別の啓発活動を展開します。

② 企業への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められており、公正な採用や昇任などの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にされた組織づくりまた、いのちを大切にす就業が進むよう、啓発活動を推進します。

③ NPOや各種団体への啓発

NPOや各種団体との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

(2) 職員に対する人権啓発

【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が求められています。

【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、人権に関する研修をより一層充実します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

Ⅱ 相談・支援の推進

【現状と課題】

町では、人権問題や法律問題を初めとした、各種相談窓口を設置するとともに総合的な相談が可能な迷惑相談員を設置しています。

しかし、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談内容が複雑・多様化しており、迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務局や人権擁護委員*により実施され、また、NPO等の民間団体も大きな役割を担っていますが、町の関係機関等との連携が十分に図られているとはいえません。国、県、他市町村、NPO等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが課題となっています。

【施策の展開方向】

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組みます。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、他市町村、その他の関係機関を含めそれぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化を図ります。

Ⅲ 町民、企業、NPO等と協働した地域づくり

【現状と課題】

町内で、町民、企業、NPO等の地域社会を構成する様々な主体による人権尊重の地域づくりが進められていますが、今後より一層工夫された取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連帯による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる町民や企業、NPO等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されつつあります。

女性、子ども、高齢者や障害のある人などを含むすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

【施策の展開方向】

町民、企業、NPO等の地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、企業、NPO等あらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連帯による取組を促進します。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくれます。

① あらゆる分野で人権が尊重される社会の実現

町民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指して、町民、企業、NPO等の地域社会の構成員がともに連携して取り組みます。

② ボランティア、NPO等との連携強化

人権教育・人権啓発、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、企業、NPO等との連携を推進します。

情報提供や活動の場の提供などによりボランティアやNPO等の活動を促進します。

③ 住民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれでもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障害のある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域社会づくりに取り組みます。

地域住民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習など

の取組を支援します。

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともにユニバーサルデザイン*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

第4章 分野別施策の推進

1 女性

【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、性的役割分担意識など固定的な観念にとらわれている方も多くいることから、性別に関わりなく個人として尊重され、家庭、地域社会、職場、学校等のあらゆる場面において、男女が共に参画意識を持つことや、意識を高める学習に取り組む等により男女共同参画社会*の形成を進めることが不可欠です。

【施策の展開方向】

政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、各種審議会等委員の女性委員割合を高めることに努めるとともに、庁内組織はもとより経済活動を行っている各種団体等に、積極的に女性の採用や管理職・役員への登用に取り組むよう要請し、雇用等の分野においては、男女差別のない環境整備等啓発活動を行います。

男女共同参画の視点に立った地域における社会制度・意識改革のための施策を進めるため、地域、防災、環境その他の分野において、男女共同参画を推進します。

男女共同参画を推進するための教育・学習の充実に努めます。

女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策を推進し、相談体制の充実に図ります。

① 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

国では、「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位の占める女性の割合が30%程度」という目標達成に向けた取り組みを進めています。

本町ではこれまで、平成23年度末までに政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を図るため、各種審議会等の委員の女性割合の目標値を35%と設定していました。しかしながら、平成23年度においても、一部の審議会等で目標達成には至っておらず、引き続き重点課題として位置付けるものです。

② 雇用等の分野における男女差別のない環境の整備

就業を希望する人が性別にかかわらずその能力を発揮することができる社会づくりは、活力ある経済社会を実現するうえで基本となるものです。

このような社会の実現のためには、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機

会均等法」という。)の基本理念である、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するための取組みを推進することが必要です。

③ 男女共同参画の視点に立った地域における意識の改革

男女共同参画の視点に立った地域における意識の改革を進めるうえで、少子・高齢化等の社会の変化に対応するため、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識が醸成されていない現状があります。また、男女それぞれのライフスタイルが多様化する中で、固定的性別役割分担意識がいまだに残っている現状があることを踏まえ、あらゆる層に対し男女共同参画社会形成の意義や、それぞれの立場から参画への取組みを進めるための広報・啓発活動を推進します。

④ 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進

近年、自治会加入率が低下傾向にあることから、住民と地域社会とのかかわりが希薄になりつつあると思われれます。一方、地域における男女がともにいきいきと暮らせる社会を実現するためには、男女が自治会活動や地域の様々な活動に積極的に参加することが不可欠です。さらに、東日本大震災の経験や少子・高齢化社会の進展により、地域における自助・共助など地域住民同士の日頃からのつながりや協力がこれまで以上に重要なものとなっています。

町は、地域社会の活性化や安全・安心なまちづくりを進めるため、男女を問わず自治会活動や防災等地域活動の役割や必要性について情報提供することなどにより、自治会への加入促進を支援する啓発に努めます。

⑤ 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

学校においては学校教育を通じて、また地域社会においては人権学習を通じて、個人の尊厳、男女平等、男女の相互協力・理解に関する教育を推進するための学習ニーズに応える場の創出に努めます。

⑥ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。この問題に対しては、これまで町だけでなく、社会全体として男女共同参画施策の中においても重要な施策と位置付けて取組みを進めてきましたが、いまだに社会の理解が不十分であり、個人的な問題と認識され、被害が潜在化する傾向にあります。

ドメスティック・バイオレンスなどの根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であり、一人ひとりがあらゆる暴力を許さないという意識を高める取組みをいっそう強化推進することが必要です。

2 子ども

【現状と課題】

「児童の権利に関する条約*」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の展開方向】

子どもを基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、しつけの対象とみるだけでなく、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくりまします。

① 教育・啓発の推進

子どもの権利擁護を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分や他人の人権を大切にすする心を育てます。

特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

② 児童虐待防止への取り組みの推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子どもの人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫、性に関する問題行動、性的被害の増加などの性に関する様々な問題の解決を図ります。

そこで、学校等における性に関する指導の充実を図り、性に関する問題を自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動がとれるようにしていきます。

⑤ 子育て支援サービスの充実

子育てに関する保護者の不安や負担感を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

⑥ 青少年健全育成の推進

学校・家庭・地域の連携を強化して、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る環境づくりを推進します。

また、こどもを取り巻く有害環境対策を推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

少子高齢社会の到来に伴い、本町においても高齢者数は増加の一途を辿り、平成24年4月1日現在、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の構成比）は24.9%となっています。こうした状況の中、孤立死や高齢者への身体的・心理的虐待、介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加する傾向にあります。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

今後の人権施策の展開にあっては、町民のすべてが高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会の構築が課題となっています。

【施策の展開方向】

高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしていける環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動の展開、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう地域における支え合いを推進するとともに相談支援体制の充実を図ります。

また、判断能力が不十分な認知症*高齢者の権利擁護についての方策を推進します。

① 教育・啓発の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、認知症高齢者についての正しい理解の普及と啓発を促進します。

② 地域包括ケア体制の整備

高齢者が地域で自立した生活が営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体化して提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進します。

③ 介護サービスの充実

地域包括支援センター*を中核機関として、高齢者や家族に対して総合的な相談体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

④ 健康づくりと介護予防の推進

高齢者の特性に応じた健康づくりを推進します。また、心身の健康保持・増進から介護予防まで一貫した事業の展開を図ります。

⑤ 認知症高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

成年後見制度*の活用や福祉サービスの利用援助など権利擁護の推進に努めます。

⑥ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、ユニバーサルデザイン*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

⑦ 地域における支え合いの推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮すことができるよう、互助の精神を高め、地域での支え合いを推進します。

4 障害のある人

【現状と課題】

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

町民一人ひとりが障害に対して適切な理解をより深め、地域で共に生き、生活する上で、障害のある人に対する偏見や差別意識などの解消に努めます。

障害があっても自立し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。このため、成年後見制度の活用を推進し、権利擁護の一層の強化を図ります。

① 教育・啓発の推進

障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、普及・啓発を推進します。

また、学校での交流及び共同学習や福祉教育を推進し、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発に努めます。

② すべての人の参加による福祉社会づくり

障害福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

③ 健やかに暮らせる保健・医療の充実

個々の障害や症状に応じた医療の提供を推進するとともに、障害者本人や介護者の負担を軽減するため、保健、医療、福祉の連携を強化します。

④ 地域での生活支援の充実

障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの利用による障害者の自立支援と社会参加の促進を図ります。

また、障害の程度や適性に応じた就労のための総合支援を充実します。

⑤ 権利擁護の推進

障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

⑥ 施設利用者の人権擁護の推進

施設利用者の安全と安心が守られ、適切なサービスを受けられるように支援します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるよ

うに、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともに、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法＊」が制定されて以来、平成14年（2002年）3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別＊の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別＊については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。

近年ではインターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

平成22年度（2010年度）に埼玉県が実施した「人権に関する意識調査」では、「現在どのような問題が起きているか」という問いに対して、「結婚で周囲が反対すること」と答えた人が46.7%、「差別的な言動をすること」が31.8%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が29.1%、「誤った偏見から交際を避けること」が28.7%などとなっています（複数回答）。

また、時として発生する「えせ同和行為＊」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すこととなります。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえて、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していく必要があります。

【施策の展開方向】

心理的差別の解消のため、同和問題に対する正しい理解と意識が深まるよう

創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

また、これまでの啓発効果を損ない、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取組に努めます。

① 同和教育の推進

同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りつつ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進

埼玉県が平成24年(2012年)3月に「埼玉県人権施策推進指針」を改定し、人権教育・啓発の中に同和教育・啓発を位置付けて積極的に取り組んでいます。

こうした動向を踏まえ、本町としても心理的差別を解消するために同和行政の重要課題として、講演会の開催や啓発冊子の配布などの同和教育及び啓発に取り組めます。

③ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」の排除に向けて、法務局、警察、埼玉弁護士会等で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて関係機関との連携を深めながら、研修会の実施、啓発冊子の配布による周知などにより啓発に努めます。

6 外国人

【現状と課題】

日本においては、少子高齢化が進み、一方でグローバル化による海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。

本町における外国人登録者は、この10年間で約1.9倍に急増し、平成23年(2011年)12月末現在で301人と、町人口の1.6%を占めています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。特に、外国人住民をこれまでのような支援の対象から日本人と共に社会を担っていくパートナーと捉え、それぞれの能力を十分に生かせる社会づくりが必要となります。

【施策の展開方向】

本町では、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、それぞれの才能を十分に活用できる社会づくりに努めます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、町、県、企業、学校、自治会などが適切な役割分担の下に連携を図り取り組むよう推進します。

① 教育・啓発の推進

文化、習慣等の違いから生じる外国人に対する差別や偏見をなくすため、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

② 生活支援の充実

外国人住民が自立して安心・安全に生活できるよう教育、住宅、医療、福祉、防災などさまざまな分野で充実したサービスが受けられるよう関係団体と連携を図ります。

7 犯罪被害者やその家族・遺族

【現状と課題】

わが国では、平成17年（2005年）4月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。この基本計画は、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を盛り込むとともに、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策について犯罪被害者等の視点に立って取り組んでゆくための体制などが規定されています。

一方、本町では、平成11年（1999年）に全国に先駆けて、町が犯罪被害者等への支援を行うことを定めた「嵐山町犯罪被害者等支援条例」を策定しました。この条例は、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民またはその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族の心身の早期回復を願い、町として支援金の支給を行うこと、及び警察等の関係機関と連携を強化し、被害者支援のためのネットワーク化の推進等を規定しています。

犯罪被害者とその家族や遺族については、事件の直接的な被害だけでなく、風評による人権侵害やマスメディアの行き過ぎた犯罪報道によるプライバシーの侵害や名誉棄損、過剰な取材からの私生活の平穏の侵害等に苦しめられる場合があります。こうした場合にも、犯罪被害者等は自ら被害を訴えることが難しく、町民一人ひとりが現状を正しく理解したり、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に対する啓発活動を推進する必要があります。

【施策の展開方向】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性などについて、町民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

庁内に設置している相談窓口や国・県・関係機関などで行っている相談窓口との連携による支援体制の整備、「嵐山町犯罪被害者等支援条例」の制度の周知を図ります。

犯罪被害者等が一日も早く心身ともに回復し、再び平穩な生活が送れるよう、社会全体で支えていく体制を推進します。

① 啓発活動の推進

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、町民への周知・啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

犯罪被害者等の負担を減らすため、庁内に設置している相談窓口や国・県・関係機関窓口との連携により、犯罪被害者等が必要とする相談支援体制の充実を図ります。

③ 心身の回復支援の実施

「嵐山町犯罪被害者等支援条例」に基づく制度を広く町民に周知し、犯罪被害者等の心身の早期回復に向けた支援策を実施します。

④ マスメディアの自主規制

マスメディアによる人権侵害に関しては、メディア側の自主規制による対応が図られるよう理解を求めています。

8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

平成14年（2002年）5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制

限及び発信者情報の開示に関する法律*（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネットや携帯電話の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済が図られることになりました。

【施策の展開方向】

町民に対してインターネットや携帯電話の利用上のルールやマナーなどについて啓発を図ります。また、教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育*を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

人権を侵害する恐れのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

① インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教員や保護者に対しては、子どもがインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないよう、取組を進めます。

② 人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ*等にその削除を求めるなど適切に対応するため、さいたま地方法務局や警察等の関係機関、関係団体等とも連携していきます。

また、電子メールや学校非公式サイト*などの電子掲示板を利用した「ネットいじめ*問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進していきます。

③ 関係機関との連携強化

さいたま地方法務局、他市町村等の関係機関との連携を強化します。

9 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人暮らしを一変さ

せ、理不尽な苦しみをもたらしました。

被害を受けた人たちがようやく安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子ども、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活での配慮が問題になりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、町民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発等を推進します。

① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、NPO、民間団体等との連携を図りながら推進します。

② 災害時の対応

相談、支援、情報伝達、避難所などの体制の構築に当たっては、人権に十分配慮しながら推進します。

10 様々な人権問題

これまで述べてきた9項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題については、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関等と連携して、効果的な相談・支援活動を推進します。

(1) HIV感染者等

エイズ*患者・HIV感染者*、その他の感染症患者に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診察上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等の人権問題となって現われています。

(2) アイヌの人々

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職など様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれています。

(3) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(4) 性的指向、性同一性障害

性的指向*、性同一性障害*のある人に対する雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。

平成15年(2003年)7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律*」が公布され、翌年7月から施行され、この法律により性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更を受けることができるようになりました。

なお、平成20年(2008年)6月には、同法が改正され、性別が変更できる場合の要件が緩和されています。

(5) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレス*は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(6) プライバシーの侵害

犯罪被疑者やその家族、少年事件などの加害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

また、インターネットによる個人情報的大量流出といった、新たな事例が発生しています。

(7) 自殺対策

自殺者数が、平成10年に3万人を超えてから高水準で推移しています。

平成18年(2006年)には「自殺対策基本法」が施行され、自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発、相談体制の整備、遺族等に対する支援など、自殺対策を総合的にすすめていくこととされています。

(8) その他

北朝鮮当局による拉致問題、非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾

取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

第5章 推進体制

1 町の推進体制

人権施策の推進に当たっては、関係課局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係課局においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

また、基本方針に基づく実施計画を作成し、推進状況について、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

2 国、県、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県等の行政機関及び民間団体等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、さいたま地方法務局や埼玉県人権擁護委員連合会を中心に、人権に係わる機関と連携・協力し人権啓発活動を推進します。

用語解説

※本文中で、* を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

【あ行】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

昭和40年（1965年）12月に国連総会において採択された条約。この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点でH I V感染とは異なる。

HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織という意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。1998（平成10）年には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されている。

【か行】

学校非公式サイト

学校が公式に開設運営するサイトとは別に、中高生の利用（管理運営、閲覧、書き込み等）を想定した公開型の各種コミュニティーサイトのこと。

国際人権規約

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和54年（1979年）9月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約（A規約）と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約（B規約）および選択議定書から成り立っています。

【さ行】

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6年（1994年）4月批准。（この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。）

情報モラル教育

パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。

実態的差別

同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

児童の権利に関する条約

平成元年（1989年）11月に国連総会で採択されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約です。わが国は、平成6年（1994年）に批准しました。

人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000（平成12）年に制定された法律。

人権教育のための国連10年行動計画

国連は、平成7年（1995年）～平成16年（2004年）までの10年を「人権教育の国連10年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成7年（1995年）12月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成9年（1997年）7月には国内行動計画がとりまとめられました。この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下での平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

人権啓発

「町民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する町民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。

心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、不合理な偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れ

る差別のこと。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約です。わが国は、昭和60年（1985年）に批准しました。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指すsexual orientation の訳語。

性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できることを目的として2003（平成15）年に制定（平成16年施行）された法律。

成年後見制度

高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を保護・支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、2000（平成12）年の民法の改正により、判断能力等の状態により後見、保佐、補助の3つの類型や任意後見制度などが創設された。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月国際連合第3回総会で採択されました。前文と30ヶ条からなり、第1条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

【た行】

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力を指す。

同和対策審議会答申

同和問題解決のため昭和35年（1960年）内閣総理大臣の諮問機関として、同和対策審議会が設置されました。約4年の審議を行い昭和40年（1965年）8月に答申が出されました。その中で、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①特定電気通信役務提供者の責任の制限、②（被害を受けた者の）発信者情報の開示請求権などを認めることを目的として2001（平成13）年に制定（平成14年施行）された法律。

【な行】

認知症

一度身につけた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

ネットいじめ

携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちの携帯電話のメールやインターネットの利用の増加に伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われることなどによるいじめのこと。

【は行】

プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバや回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。

ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

【ま行】

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできる

だけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

【資料】 人権に関する意識調査報告書

この調査は、埼玉県が人権問題に関する県民の意識について現状を把握し、人権が尊重される社会の実現をめざした施策を推進するために行ったものの抜粋になります。

調査の実施概要

調査地域……埼玉県全域、165 地点(1 地点あたり 19 人程度)

調査対象……県内在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人

抽出方法……住民基本台帳等に基づく層化二段無作為抽出

調査方法……訪問による調査票配布、訪問回収若しくは郵送回収

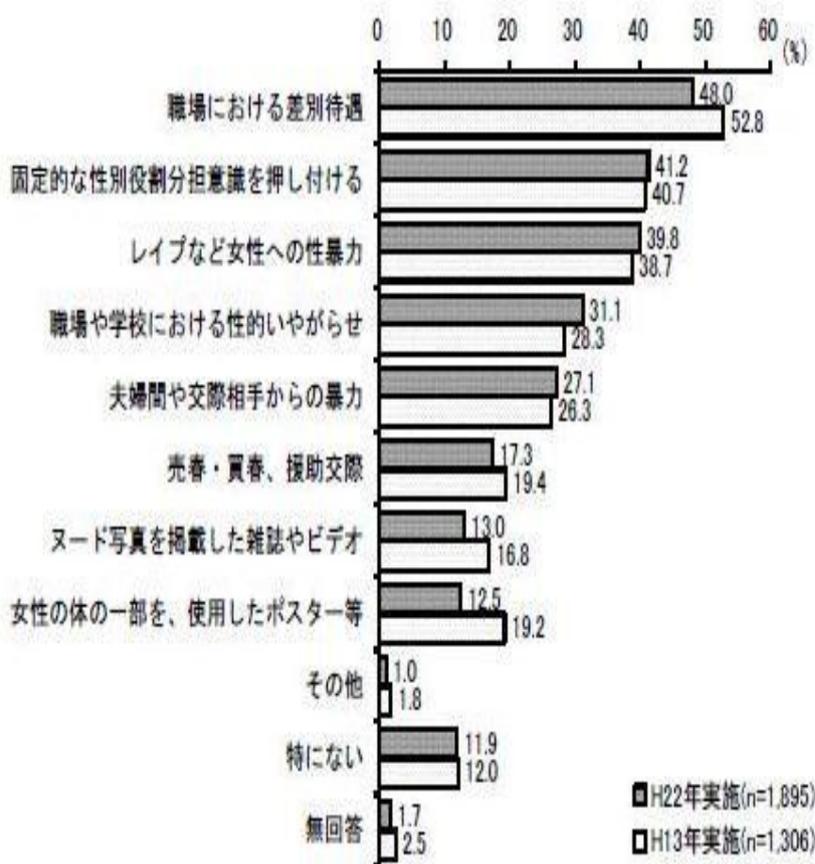
調査期間……平成 22 年 11 月 25 日(木曜日)～平成 23 年 1 月 14 日(金曜日)

女性の人権

問. あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのような行為に対してですか。(該当するものすべてに○)

【県全域/前回との比較】

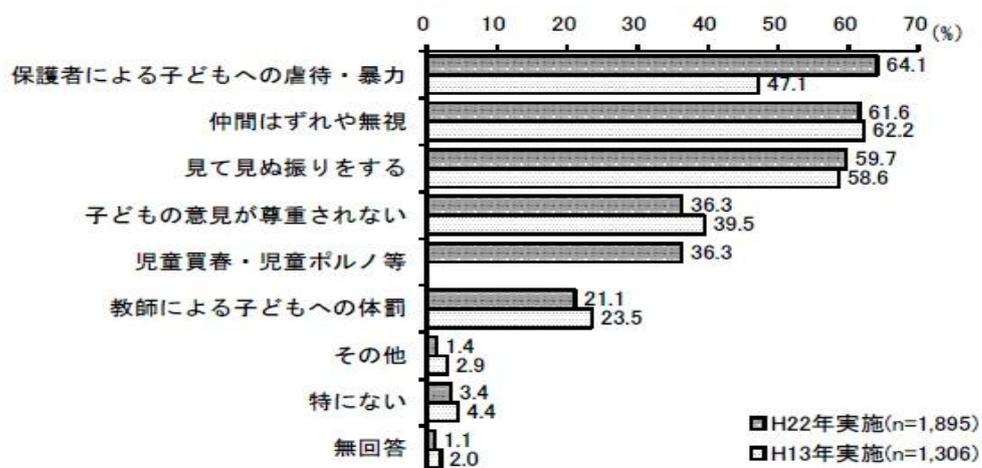
女性の人権が尊重されていないと感じる行為は、「職場における差別待遇」が48.0%で最も高く、次いで、「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付けること」が41.2%、「レイプ(強姦)など女性への性暴力」が39.8%と続いている。前回調査と比較して大きな変化はみられない。



子どもの人権

問. あなたは、子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。

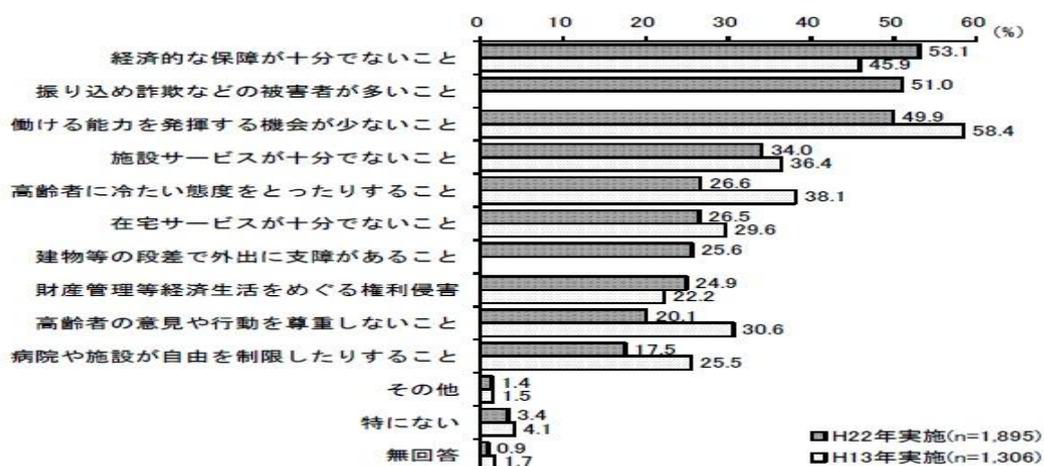
子どもの人権が尊重されていないと感じる状況は、「保護者による子どもへの虐待・暴力」が64.1%で最も高く、次いで、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりする」が61.6%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬ振りをする」が59.7%と続いている。前回調査と比較すると、「保護者による子どもへの虐待・暴力」(47.1%→64.7%)が17.0ポイント増加している。



高齢者の人権

問. あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。

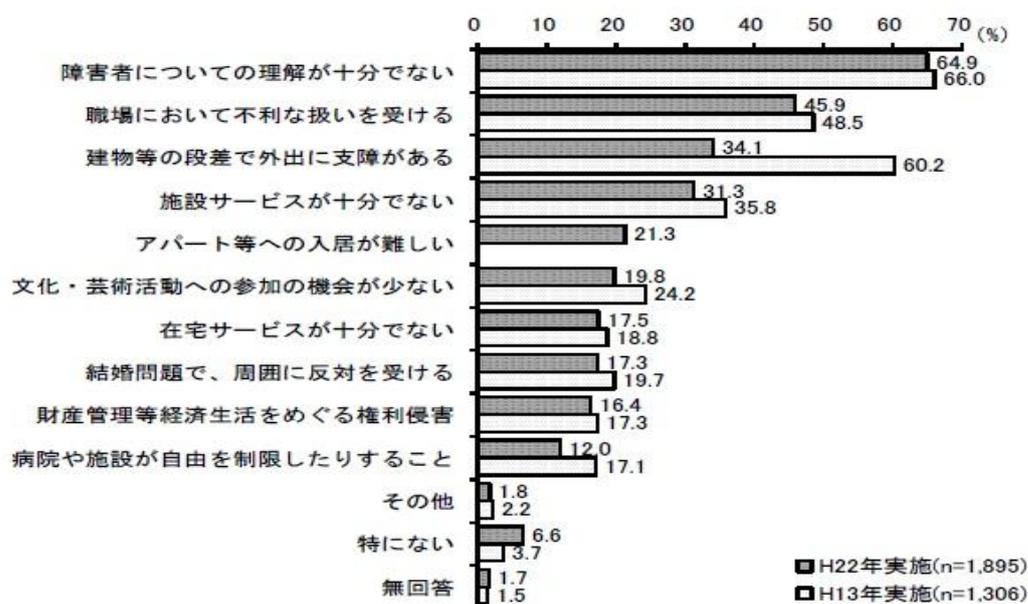
高齢者の人権が尊重されていないと感じる状況は、「経済的な保障が十分でないこと」が53.1%で最も高く、次いで、「悪徳商法や振り込め詐欺などの被害者が多いこと」が51.0%、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が49.9%と続いている。



障害者の人権

問. あなたは、障害者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。

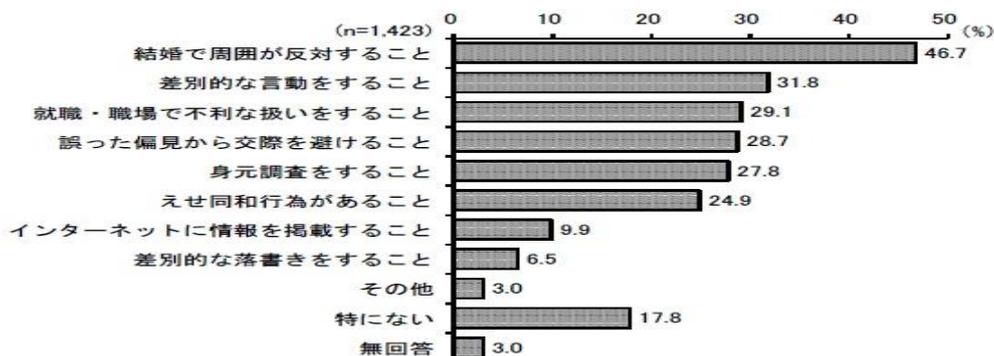
障害者の人権が尊重されていないと感じる状況は、「障害または障害者についての理解が十分でない」が64.9%で最も高く、次いで、「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が45.9%、「道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障がある」が34.1%と続いている。前回調査と比較すると、「建物等の段差で外出に支障がある」(60.2%→34.1%)が26.1ポイント減少している。



同和問題

問. あなたは同和問題に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。

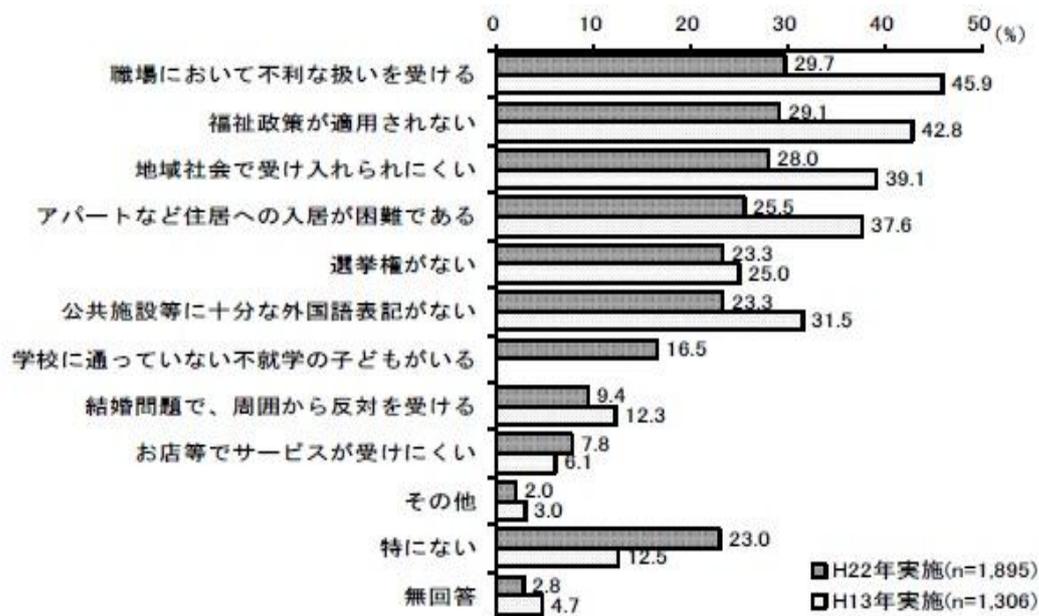
同和問題を知っている1,423人に起きている問題を聞いたところ、「結婚で周囲が反対すること」が46.7%で最も高く、次いで、「差別的な言動をすること」が31.8%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が29.1%、「誤った偏見から交際を避けること」が28.7%、「身元調査をすること」が27.8%と続いている。



外国人の人権

問. あなたは、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。

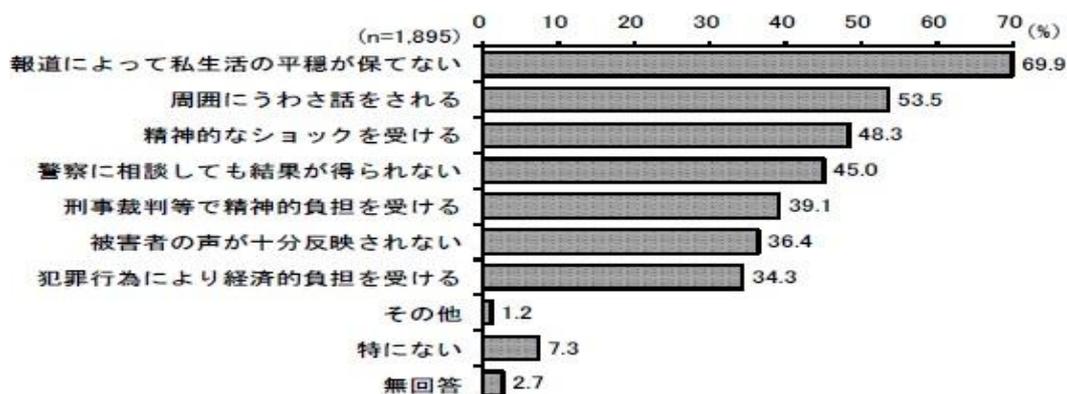
外国人の人権が尊重されていないと感じる状況は、「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が29.7%で高くなっている。次いで、「年金や医療保険制度などの福祉政策が日本人と同じように適用されない」が29.1%、「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい」が28.0%と続いている。前回調査と比較すると、減少している項目が多い。



犯罪被害者やその家族の人権

問. あなたは、犯罪被害者等に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。

犯罪被害者等の人権が尊重されていないと感じる状況は、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」が69.9%で最も高く、次いで、「事件のことに、周囲にうわさ話をされること」が53.5%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が48.3%の順となっている。



インターネットによる人権問題

問. あなたは、インターネット上での人権侵害に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに○）

【県全域】

インターネット上での人権侵害に関する問題は、「他人への誹謗中傷（ひどい悪口）を掲載する」が70.2%と最も高くなっている。次いで、「個人情報の流出などの問題が多く発生している」が55.6%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」が53.1%と続いている。

